



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2026年7月号

No. 304

No.304 (2026年7月号) <6月25日発行>

今月号の注目情報

～「重要インフラ統一基準（案）に関する意見公募」に対する SAAJ としてのコメントを提出～

詳細は会長報告をご覧ください。



巻頭言

『会報の役割と皆様とのコミュニケーション』

会員番号：2574 竹原豊和（副会長 会報部会主査）

この度、はじめて巻頭言を記載させていただきます、会報部会を担当させていただいている竹原です。皆様、あらためて宜しくお願い致します。

会報部会では、2026年3月号にて300号記念特集として皆様へのアンケートを実施させていただきました。この際に私が驚いたことは、回答率の高さでした。99名の方からのご回答をいただきましたが、SAAJの会員数から考えても非常に高い比率となっており、普段皆様が会報に対して多大な興味を持っていただいていることを知ることができたという意味で大変有意義でした。

会報部会による会報発行の目的をあらためて記載させていただきますと、「会員やシステム監査人のコミュニケーションの場、また、情報交換の場」と「システム監査に関する啓発・広報活動の一翼を担うこと」となっております。毎年秋に開催している活動説明会でも同様のことを説明させていただいておりますが、300号記念で行ったアンケートにて「コミュニケーションの場」というものがようやく私が会報主査に就任してから実現できたと感じました。その意味では、今まで情報交換や広報活動としての会報の役割を果たしていても、コミュニケーション活動としての役割はあまり果していなかったとも感じております。

今後はコミュニケーション活動の強化を課題として考えていく予定ですが、300号記念のようなアンケート形式でのコミュニケーションは容易に作成することが可能ですので、もし皆様の中で SAAJ の会員の皆様にお聞きしたいことがありましたら、お手数をおかけして大変申し訳ございませんが、「saajeditor@saaj.jp」までご連絡を宜しくお願い致します。私が会員の皆様にお聞きしたことは300号のアンケートで聞いてしまったので、今度は皆様がお聞きしたいことをお知らせいただけると幸いです。

以上

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【 会報の役割と皆様とのコミュニケーション 】	
1. めだか	3
【 人類の歴史を変えた 8 つのできごと - お金の登場 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】 AI ガバナンスにおける「3つのコア概念」統合モデルー システム監査人のための 実務的アプローチの提案	
【 コラム 】 システム監査のための会計・数学・理科・外国語再入門 (7)	
3. 会長報告	16
【 会長報告 】 「重要インフラ統一基準 (案) に関する意見公募」に対する SAAJ としてのコ メント	
4. 本部報告	17
【 第 307 回月例セミナー 講演録 】	
テーマ：「なぜ AI 導入の半数は失敗するのか：DX 基盤から考える成功の条件」	
5. 支部報告	19
【 中部支部「IT ガバナンス監査研修 開催のご案内」】	
6. 注目情報	20
【 個人情報保護委員会】「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定 について	
【 国家サイバー統括室】「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン (令和 7 年度版) の一部改定 (令和 8 年 6 月) を行いまいした。」	
7. セミナー開催案内	21
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
8. 協会からのお知らせ	22
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
9. 会報編集部からのお知らせ	24

めだか 【 人類の歴史を変えた8つのできごと - お金の登場 】

AI時代に求められるシステム監査は一体なにかを考えたい。さて、資料によると、人類の歴史を変えた8つのできごと（言語、宗教、農耕、お金、民主主義、報道機関、産業革命、原子爆弾）がある。今月は、そのうちのお金の登場（紀元前7世紀前後）について考えてみる。資料では、人類の歴史において、経済は長い間、モノとモノの交換というかたちで成り立っていたという。しかし、お金という「交換」機能により、モノやサービスの対価として支払われるようになった。また、かなり早い段階で、「利子」という概念が生まれた。「利子」はメソポタミアのシュメール人などが生み出したともいわれる。



世界で初めて規格化された「貨幣」があらわれたのは、紀元前7世紀前後。現在のトルコ西部に当たる地域を治めていたリュディア王国においてであった、と考えられている。そこでは、周辺地域から産出するエレクトロン（金と銀が自然にまざって合金になったもの）を使って、卵形のコインがつくられた。紀元前6世紀の半ば頃、リュディア王国がペルシャに滅ぼされると、エレクトロン・コインの製造はすたれた。かわって貨幣の役割をになうようになったのが、金貨と銀貨である。地中海沿岸地域で、銀貨の普及が急速に進んでいった。

紙幣がヨーロッパに登場したのは、17世紀のことである。イギリスにおける銀行制度の創設と前後して、政府や商人などが資金を調達するためのさまざまな手法が登場する。そのひとつが「国債」である。国債は、国の政府が発行し、それを人々に買ってもらうことで、政府が資金を得るための債券である。多くの人に買ってもらうために、利子もつけられる。さらにこの17世紀の終わり頃には、「株式」の取引も活発化している。株式の制度では、発行した株式が売れば、それはすべて会社の収入になる。こうした資金は、会社の事業を実施・拡大していく「資本」の一部として使われる。

現在では、実際に手に取れる硬貨や紙幣ではなく、電子マネーやホームレス・マネー（巨額の余剰資金）のような、いわばコンピューター上の取引を通して存在する、ともいえるお金がたくさん存在し、それらが世界の経済を動かすようになりつつある。

AI時代に求められるシステム監査は一体なにか。生成AIの利用など、時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考えさまざまな出来事と自らの役割に対し再考してみる必要がある。（空心菜）

資料：「人類の歴史を変えた8つのできごと」眞淳平 著 岩波ジュニア新書 711 712

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJの見解ではありません。）

<目次>

【投稿】 AI ガバナンスにおける「3つのコア概念」統合モデルー システム監査人のための実務的アプローチの提案

会員番号 0436 大石正人

はじめに（問題の所在）

生成 AI が急速に普及するなかで、情報システムの運用環境はこれまでにない不確実性に直面しています。システム監査など内部統制業務の前提も大きく変化しています。こうした状況下、システム監査人は「何を基準に」「どこまで」統制の妥当性を検証すべきか、以下では AI ガバナンスを構成する3つの概念を提示します。

第一に、「コンティンジェンシー・ガバナンス（Contingency Governance。有事の統治）」です。想定外の事象が発生した際に、誰が、何を根拠に、どのように判断するかという「有事の意思決定」の仕組みを指します。第二に、「アジャイル・ガバナンス（統制の更新能力）」です。環境変化に応じて統制を更新し続ける、いわば「統制の可塑性（フレキシビリティ）」を指します。最後に、「レジリエンス（復元力）」で、統制が損なわれても自律的に回復できる「組織のしなやかさ」を指します。

この3つの概念は全く別のものでなく、むしろ「不確実性の中で、組織が判断し続けられる状態を維持する」という一つのコア思想の現れ方の違いです。以下では、この三概念を統合して「新たな AI ガバナンス」の提案を企図しており、システム監査人が実務として無理なく取り組める検証の観点の提示を目的としています。

1. AI 時代における内部統制の限界について

AI の導入は、従来の内部統制の前提を根本から揺るがしています。第一に、AI モデルの挙動はブラックボックス化しており、システム監査人の所属組織がその内部を把握することは構造上不可能です。第二に、AI ベンダーのモデル更新は予告なく行われ、利用者側がその影響を事前に評価することは困難です。第三に、外部脅威は AI によって高度化しつつあり、攻撃者の能力が AI によって増幅されるため、従来の脅威モデルでは対応しきれない懸念が大いにあります。さらに、内部統制部門やシステム監査人が AI 技術の最先端の専門家として自組織の AI 活用実態など、技術的に深掘りして統制評価を行うのは現実的ではありません。「事前に統制を固める」従来型の内部統制モデルは成立しにくくなっている、とされています。

2. AI ガバナンスの3つのコア概念：不確実性の中で“判断し続ける”

それでは時代の要請に応える統制＝「AI ガバナンスの本質」はどこにあるのでしょうか。それは、「技術的な見通しが困難な中でも、所属組織が適切に判断できる状態」をどう維持できるかにあると考えます。こうしたアプローチを支えるものとして、3つのコア概念の重要性を指摘したいと思います。

2.1 有事に備えたコンティンジェンシー・ガバナンス（Contingency Governance）

コンティンジェンシー・ガバナンス（Contingency Governance）は、想定外の事象が発生した際に、組織がどのように意思決定を行うかを定める仕組みとされます。AI 特有の想定外の事態として、AI ベンダーの

障害やAIモデルの暴走、AIによる外部からの攻撃、意図せざる誤情報生成などがすでに指摘されています。しかしこれらに止まらずまだまだ想定を超える事態の発生が懸念されるわけで、重要なのは、「想定外の事態が発生した際に、組織内の誰が、何を根拠に、どう判断するか」を予め明確にしておくことではないでしょうか。

2.2 アジャイル・ガバナンス

状況に応じてガバナンスを柔軟に見直す対応力、のこをアジャイル・ガバナンスと呼ぶようです。AIを取り巻く環境は常に変化する以上、従来の統制の枠組みのもとでのPDCAサイクル・アプローチを超えた対応が求められています。

2.3 レジリエンス（復元力）

レジリエンスとは、壊れても立て直せる能力とされます。アプローチとして、例えば予め重要業務のAI依存度が把握されているか、AIが誤作動した場合、フォールバックや手動運用への切替えが可能か、など、経営が迅速に判断できる枠組みが用意されているかが問われます。

3. 3つのコア概念を統合的に運用する＝「3つのコア概念」統合モデルの提案

従来この3つのコア概念は、識者からその重要性を指摘されてきましたが、必ずしも統合的に理解されてこなかったように思います。しかし少し考えてみると、そこにある種の「相互依存性」があることに気づきます。つまり、レジリエンスを維持するためには、平時に統制を更新し続けるアジャイル・ガバナンスが必要であり、有事にはコンティンジェンシー・ガバナンスが発動します。その意味でこの3つのコア概念は循環的に作用し、組織が状況に応じて適切に判断できる力を支えるわけです。

4. 組織に求められるガバナンスのあり方

それではこうしたAIガバナンスを実現するにはどうすればよいか、ですが、もちろん現場（第一線）、統制組織（第二線＝ミドルオフィス）、システム監査など（第三線）が有効に機能することを前提として、すぐれて経営陣の関与が重要です。経営陣に求められるのは（もちろん身につけているに越したことはありませんが）技術レベルの深い理解ではなく、むしろ経営陣が統制環境の整備を組織内に求め、整備に必要な資源を確保することです。そのうえで、要請事項として例えば、①だれが判断するのかを明確化し、②判断材料（ログ、依存度、代替手段など）の提供を求め、④統制を見直す仕組みを予め制度化し、⑤重要業務を中心にAI依存度を予め可視化し、情報を更新し報告を受ける仕組みを構築し、⑥AIベンダーが抱えるリスクの把握には限界があるとの認識に立って、常に新たな環境認識に基づき、ガバナンスの有効性を確保する、などの取組みが挙げられます。要は、AIガバナンスは、経営陣が環境変化に応じて適切に判断できる状態を維持、更新するための仕組みといえます。

5. システム監査人の役割：第三線としての再定義

このように見えてくると、AI時代のシステム監査人に求められる役割は、従来のような「統制環境が存在し運用されているか」を確認する枠組みに止まりません。繰り返しになりますが、AI活用前提時代の特性は、AIを活用することで、AIモデルの更新や外部脅威の増加、組織内の利用状況の変化などにより、統制の前

提条件そのものが常に揺れ動く点にあるのです。したがってこれからのシステム監査の要点は、従来型の「統制の静的な妥当性」ではなく、「環境変化に応じて統制が更新され続ける仕組みが機能しているか」へと移ってきているわけです。

こうしたAI時代に対応した仕組みのことを、「アジャイル・ガバナンス」と呼ぶようです。それは、環境変化に応じて統制を継続的に見直す組織力であり、AIガバナンスの中核をなすとされます。システム監査人がこの「継続的に見直す組織プロセス」を、システム監査部門が第三線として検証することが、組織統制の陳腐化を防ぎ、AIリスクに対する「継続的に見直す組織力」を確保できるのではないのでしょうか。

しかしシステム監査人は、急速に変化するAIの利用環境や技術レベルについていけないのではないかと、という疑問も生まれます。特に、これまで述べてきた通り、AIモデルの更新は事前には把握できない「不可知性」を持ちます。しかし不可知であることは「対応不能」を意味しません。むしろ、更新が起きた後に迅速に検知し、統制を見直す仕組みこそが求められているのです。繰り返しになりますが、システム監査人が確認すべきは、この「継続的に見直す組織力」なのです。

こう考えると、システム監査に求められるのは、以下のような観点で、更新事象をトリガーとして継続的に組織的な見直しが行われる仕組みが確保されているかを確認することではないのでしょうか。つまり、①見直しのきっかけとなる更新事象（トリガー）が定義されているか、②更新の責任者と判断ルートが明確か、③更新手順・記録・影響評価が文書化されているか、④実際に更新が行われているか（履歴・頻度・妥当性など）、⑤更新結果を踏まえて経営判断に活用されているか、といった諸点です。

これらは、従来の内部統制監査の延長線上で無理なく実施できる取組みであり、AIについての技術的な深掘りを必ずしも必要としません。むしろ、平時の統制見直し（アジャイル）と有事の意思決定（コンティンジェンシー・ガバナンス）が相互補完的に循環し機能しているかを評価できるのは、第三線であるシステム監査人だけではないか、とも考えるのです。

おわりに

AIガバナンスは、技術の専門家だけが扱う領域ではありません。むしろ、不確実性の中で、所属組織が継続的かつ適切に判断できる状態を維持するという意味では、システム監査人こそが組織の内部統制強化に最も貢献できる立場にあるといえます。

繰り返しになりますが、システム監査人がAIの「中身」を理解するための高度な技術的知識を備える必要は必ずしもないのです。クラウド事業者に対して個別の組織体によるシステム監査が困難なように、AIベンダーに対する監査余地を追求する必要もありません。必要なのは、組織が判断できる仕組みを持っているかを確認することなのです。日々長足の進歩を遂げるAI技術革新の前に怖気づくことなく、上記の視点からスキルと経験を積み、システム監査の王道を歩んでいきましょう！

（注）AIガバナンスを考えるうえで、近年とくに重要性が指摘されているのが、経済産業省「GOVERNANCE INNOVATION Vol.4」が示した「応答責任（answerability）」の概念のようです。これは、想定外の事象が発生した際に「なぜその判断をしたのか」をステークホルダーに説明できるアカウントビリティです。つまりAI前提の時代は、結果の予見可能性以上に、判断の理由を透明に示し続ける能力が問われます。したがって、

経営陣や第二線・第三線の統制部門は、判断のプロセス、判断材料（ログ・依存度・代替手段）、判断の正当化プロセスを平時から整備し、アカウントビリティを確保する必要があります。こう考えてみると、応答責任は、アジャイル・ガバナンスの実践を促すインセンティブとしても機能し、組織が統制を継続的に更新し続ける組織文化の基盤となると言えるでしょう。

また、金融庁「AI ディスカッションペーパー Ver.1.1」が強調するように、利用者は AI モデルの更新やその内容を事前に把握することは構造的に不可能です。AI の学習やパラメータ変更は AI ベンダー内で非公開のまま行われるため、利用者は「いつ・何が・どの程度変わったのか」を把握できないのです。この AI モデルの「不可視性」のせいで、従来の内部統制のように事前統制だけでは対応できないのです。したがって、組織は、AI モデル更新を前提とした有事の判断（Contingency）、更新を検知し統制を見直す仕組み（アジャイル・ガバナンス）、更新による影響を吸収する復元力（レジリエンス）を一体で整備する必要があります。これは本稿で述べた「3つのコア概念」そのものといえるでしょう。

【参考文書】

（コンティンジェンシー・ガバナンス）

- 金融庁「AI ディスカッションペーパー Ver.1.1」 2026年3月
- BIS FSI Insights No.63 “Supervising AI in financial institutions” 2024年11月
- 総務省「AI セキュリティ確保のための技術的対策ガイドライン（第1版）」 2025年7月
- BIS “Governance and implementation of AI in central banks” 2025年2月
- bis.org/ifc/publ/ifc_report_18.pdf 2026年6月10日確認

（アジャイル・ガバナンス）

- 前出金融庁「AI ディスカッションペーパー Ver.1.1」
- NIST AI Risk Management Framework (AI RMF) Version 1.0 (Adaptability/Continuous Updating)
- ISO/IEC 42001:2023 (AI マネジメントシステム) 2023年12月 および JIS Q 42001:2025 (ISO/IEC 42001 の日本語版) 日本規格協会 (JSA) 2025年8月
- EY Japan 「AI 活用を『加速』させるガバナンス監査」 2026年4月にウェブ掲載
※ https://www.ey.com/ja_jp/insights/strategy-transactions/info-sensor-2026-04-04-trend-watcher 2026年6月10日閲覧
- 経済産業省「Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会」（2019年～2025年）および「同検討会報告書（Vol.4）」 2025年9月
※ 「GOVERNANCE INNOVATION Vol.4：アジャイル・ガバナンスの社会実装に向けた『規制・制裁・責任の一体的改革』」

（レジリエンス）

- 金融庁「2024 事務年度金融行政方針」令和6年8月（同12月更新）
- 前出 NIST AI RMF (Resilience)
- 前出 BIS 「Operational Resilience」 関連文書
- 前出総務省「AI セキュリティ確保のための技術的対策ガイドライン」

<目次>

【コラム】システム監査のための会計・数学・理科・外国語再入門（7）

会員番号 1566 田淵隆明（近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト）

§1.はじめに～個人情報保護法と健康保険法の改悪【システム監査の専門家の出番】

2025年11月号で取り上げた東急田園都市線梶が谷駅で発生した信号の設定不備・テスト漏れについて、新たにJR北海道で1か所、JR東日本で3箇所判明した。第一次ゆとり教育の残滓である(→文献[1-7])。

また、現在、参議院で個人情報保護法の改正案が審議中である。恐ろしいことに、個人の要配慮個人情報(病歴・身体障害・精神障害など)が「統計作成」目的であれば、**氏名等をマスキングせずに(外国を含む)企業に、本人の了承なく提供できるようになる**ことである。これは恐ろしいことである。諸外国ではオプト・アウトの制度があるのに日本の改正個人情報保護法には無い。また健康保険法が改悪され、「**OTC 類似薬の25%が全額負担(しかも消費税課税)となり、実質負担率が約50%に急増**することとなった。診療行為への拡大は参議院段階で消滅したが、まさに「令和の嫉捨山政策」であり、狂気の沙汰と言わざるを得ない。

§2.緊急事態条項と憲法改正

[1]賢者は歴史に学ぶ(1)～アドルフ・ヒトラーの独裁体制

アドルフ・ヒトラーの独裁体制は、ワイマール憲法から“合法的”に確立された。敗戦後の混乱と思考停止と**1932年2月の国会議事堂放火事件**により、1932年1月のヒトラー内閣成立からあつと言う間の出来事であった。**戦前の日本も「緊急勅令」・「緊急政令」を乱発し、急速に社会が独裁政権化**した。まずは、ドイツの「全権委任法」について、Wikipedia から引用する(→文献[8,9])。

全権委任法

文 35 個の言語版

ページ ノート

閲覧 編集 履歴を表示 ツール

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

全権委任法（ぜんけんいんにんほう、正式名称:**独**: Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich）、日本語訳では**民族および国家の危難を除去するための法律**（みんそくおよびこっかのきなんをじょきよするためのほうりつ）、または、**国民および国家の苦境除去のための法**^[1]（こくみんおよびこっかのくきょうじょきよのためのほう）は、ヴァイマル共和政下のドイツ国において**1933年3月23日**に制定された法律。

国民社会主義ドイツ労働者党（ナチ党）による事実上の**一党独裁制**の確立へと進む中、アドルフ・ヒトラー首相が率いる政府に、**ヴァイマル憲法**に拘束されない無制限の立法権を授権した^[2]。この法律は**立法府**が**行政府**に立法権を含む一定の権利を認める**授権法**の一種であり、単に「授権法」と呼ぶこともある^{[3][4][注釈 2]}。

経緯 [編集]前史 [編集]

ドイツにおいて政府に対して広範な権限を付与する授権法は、**帝政下**の1914年の**第一次世界大戦**勃発にあたって制定されたものが始まりである。1918年の敗戦後の**帝政崩壊**を経た**ヴァイマル共和政期**でも不安定な政情に対応するため、1923年に**グスタフ・シュトレゼマン**内閣下で授権法が制定された。その際の授権法は**経済と財政**に限り国会の審議を経ず、首相自らが法律を制定できる**時限立法**であり、その権限は限定されていた。同年に再度授権法が制定され、その年は計2度制定された。1931年の関税法も政府に命令権限を認める点で一種の授権法であった。しかし、この際も授権の範囲は限定されたものであり、**国会**（ライヒスターク）への報告が義務づけられたうえに国会による政府措置の破棄も可能であった^[7]。

全権委任法



ヴァイマル共和政期の国章

国会 (英語版)正式名称 [表示]

引証	RGBL I S. 141 ↗
審議院	国会 (英語版)
採決日	1933年3月23日
成立日	1933年3月23日
第二審議院	ライヒ参議院
第二院採決日	1933年3月23日
第二院成立日	1933年3月23日
署名者	パウル・フォン・ヒンデンブルク (大統領) アドルフ・ヒトラー (首相、副署) ヴィルヘルム・フリック (内務大臣、副署) ヨハン・ネーファン (司法大臣、副署)

[2]賢者は歴史に学ぶ(2)～台湾省戒厳令

一部のネトウヨや現政権の中樞が絶賛する台湾(中華民国)であるが、実は 1949 年 5 月～1987 年 7 月までの 38 年間は戒厳令下にあり、スターリン顔負けの軍事独裁国家であった。

台湾省戒厳令

文 4 個の言語版 ▾

ページ ノート
閲覧 編集 履歴を表示 ツール ▾

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

台湾省戒厳令（たいわんしょうかいげんれい、**繁**: 臺灣省戒嚴令）は、1949年（民国38年）5月19日に**中華民国台湾省政府主席・台湾省警備総司令**（中国語版）の**陳誠**によって布告された**戒厳令**。翌5月20日午前0時（中原標準時間）より**台湾省全域**^[注 1]で施行された。

台湾の戒厳状態は、1987年（民国76年）7月15日に**中華民国**総統の**蔣経国**によって戒厳令の解除が宣言されるまで38年間続いた。台湾の歴史区分では、この時期は「**戒厳時代**（**繁**: 戒嚴時代）」あるいは「**戒厳時期**（**繁**: 戒嚴時期）」と呼ばれる^[1]。

沿革 [編集]

中国大陸で発生していた**第二次国共内戦**の情勢が**中華民国政府**・**中国国民党**にとって不利になると、**総統の蔣介石**は1948年（民国37年）12月10日に「**民国三十七年十二月十日全国戒厳令**」（通称：第一次全国戒厳令）を施行した。これにより、戦地から離れていた**新疆省**、**西康省**、**青海省**、**台湾省**、**西藏地方**を除く国内全域が戒厳状態となった。翌1949年5月20日に台湾省でも個別に「**台湾省戒厳令**」が施行された。

台湾省警備総司令部（中国語版）は、台湾省全域を以下の5つの戒厳区に分

台湾省政府・台湾省警備総司令部
布告戒字第一号
臺灣省政府・臺灣省警備總司令部
佈告戒字第一號



適用地域 🇹🇼 **中華民国** 台湾省^[注 1]

署名者 **陳誠**
(台湾省政府主席・台湾省警備総司令 (中国語版))

施行日 1949年5月20日午前0時 (中原標準時間)

廃止日 1987年7月15日午前0時 (台湾時間)

現況：廃止

[3]憲法改正と緊急事態条項～国会法の改正で全て解決可能(⇒文献 2-11)]

「緊急事態条項」を主張する人々の論拠は、大規模災害・疫病の流行により、国会機能が維持できなくなった場合に「国会議員の任期任期延長」や「法律と同一の効力を持つ緊急政令の発令」を入れようとしている。(文献[10,11])。しかし、これまでの歴史を見れば、悪用される可能性は極めて高い。例えば「エボラ出血熱が流行」→「緊急政令」→「ナフサ不足を言う放送局は電波停止」・「●●に反対する人々・(東アジアの)○○を応援しない人は拘束」となることは目に見えている。では、**緊急事態において、国民生活を保護し、国会機能を維持するにはどうすれば良いか**を具体的に検討する。

★ポイントは以下の通りである。

1. 憲法第 54 条第 2 項に基づく参議院の緊急集会(1952 年と 1953 年に実例がある。後者はいわゆる吉田茂の「バカヤロー解散」によるものであり、このときは暫定予算を成立させている。)を、衆議院の任期満了後に選挙が実施できない場合で衆議院議員が不在になった場合にも適用できるようにする。
2. 極少数の法学者が主張する「緊急集会 70 日限界説」を排除する規定を明記する。
3. 憲法第 53 条の規定する「臨時会の招集要求」についての「日数」についての規定を設ける。

これらは憲法改正による必要があると信じている人々は少なくないが、実は「国会法」の改正で実現できる。例えば、憲法第 59 条第 3 項には「衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。」とあることを拡大解釈して、「参議院からは両院協議員の開催を要求できない」と信じている人も少なくない。

しかし、国会法にはこれを補充する条文が多数存在する(第 83 条～第 87 条)。以上の問題を解決するには、以下のように国会法を改正すれば、**憲法改正は不要であり、かつ、緊急政令・緊急財産処分も不要**である。

〔現行〕

第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いずれかの議院の総議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。

〔改正案〕第 2 項を追加する

② 前項の要求が行われた場合は、要求の行われた日から(起算して)二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

※国会法には召集する主語が明記されていない。国会法の他の箇所でも「召集する人」が明記されていないため、この改正案でも主語は明記しないこととした。今回の改正案では性善説に立脚したが、不履行が発生した場合は、第 3 項の追加も検討されるべきであろう。

③前項の召集が行われなかった場合は、第一項の要求が行われた日から(起算して)二十日が経過した時点で、臨時会が招集されたとみなす。

〔現行〕

第九十九条 内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

② 前項の規定による請求があつたときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員は、前項の指定された集会の期日に参議院に集会しなければならない。

〔改正案〕第 3 項及び第 4 項を追加する

③ 臨時会または特別会が召集された場合は、緊急集会は、その臨時会または特別会の会期の前日までに終了する。

④前三項の規定は、衆議院解散の場合によるほか、衆議院議員の任期が満了し衆議院議員が不在の場合、及び、衆議院選挙後の臨時会が召集される以前の場合について準用する。

※1.第九十九条に第 3 項を追加することにより、「緊急集会は 70 日が限度である」という一部学説による懸念を解消することができる。なお、緊急集会は国会の「会期」には含まれないため、天皇による召集手続きは不要である。

※2.**緊急集会では衆院予算先議権の例外として、衆議院より先に参議院で予算案を審議して採決をすることができる。これは 1953 年に例がある。従って、「緊急政令」も「緊急財産処分」も不要**である。「解散権の濫用」との指摘もある 2026 年 1 月解散の場合、緊急集会により、暫定予算を作成することは可能であった。

また、緊急集会における審議及び議決は、「国に緊急の必要があるとき」に内閣の請求により集会されることから、内閣が示した案件のみとなるが、案件に関連のあるものに限り議員による議案の発議及び請願の受理は認められる(国会法第 101 条、第 102 条)。

※3. 憲法第54条第3項及び国会法102条の4により、緊急集会で可決された措置は、次の国会(常会、臨時会、特別会のいずれでもよい)の召集日から10日以内に、衆議院の同意がない場合には失効する(これは「無効」ではないので、未来に向けてのみ効力を失う。)

[4]先進国における憲法の位置づけ(⇒文献[2-11])

以前も指摘したように、大日本帝国憲法では、衆議院が解散された場合は貴族院は閉会となり、その間、政府を縛るものは全くなかった。**この期間で多数の「緊急勅令」・「緊急政令」が濫用された**という事実を忘れてはならない。しかも**「緊急政令」により、皇室典範も改廃できてしまう**(戦前とは異なり皇室典範は一般法)ことに留意が必要である。2012年に右派から、憲法改正について、(第9条改正のハードルを下げるため)「第96条を改正して、衆参過半数で発議可能にする」との動きがあったが、「そんなことをしたら、第1条が危なくなる」との指摘があり、慌てて取り下げた経緯を彷彿とさせる。まさに“諸刃の剣”であろう。

大多数の憲法学者は「憲法は政府を縛るもの」と考えており、それが先進国の常識である。現政権の中核の一部は「憲法とは政府に権力を与えるもの」と主張しているが、**それは、発展途上国や独裁政権国家の発想**である。非常に恥ずかしいことである。また、度重なる外交の場での政府高官の「奇行」(⇒文献[28-34])は、我が国の信頼を著しく貶めており、海外のマスコミでは笑いものとなっている。このことによる我が国の信頼の回復には数十年を要することとなるであろう。また、**伝統的保守系政治家が悲願としている「国連の常任理事国入り」については、国連憲章の改正が必要である。その為には現常任理事国全ての賛同が必要**であり、**この点でも中国・ロシアとの喧嘩は大きなマイナスであり、同じ敗戦国で「国連の常任理事国入り」を目指すドイツに大きな後れを取る**こととなっている。外交には威厳・品格とともに長期的な戦略が不可欠であることは言うまでもない。

§3. ナフサ危機と緊迫する国際情勢

[1]米中首脳会談(文献[24-27])

【重要】日本時間の5月16日未明、米FoxTVのインタビューでトランプ大統領は次のように、中国政策の重大な転換を発表した。つまり、**トランプ政権は台湾問題には事実上不介入**のようである。

- ① 従来の「台湾独立を支持しない」から、一步踏み込み、「独立宣言しないように」と警告
- ② 米国の台湾の防衛義務を疑問視。「台湾は中国本土から59マイル(約95キロ)離れており、米国は9500マイル(約1万5300キロ)離れている」「我々にとって最も必要のないものは、およそ9,500マイル離れた場所で起こる戦争だ。それは我々が最も避けるべきことだ」とし、台湾を「一つの中国」とみなす中国の立場を擁護。
- ③ レーガン政権時代(1982年)の台湾関係法に基づく「6つの保証」の一部を変更し、「米国製武器」の台湾への売却について中国北京政府と事前協議をしない、ということを変更する。「台湾への武器売却」をめぐる「良い交渉チップ」と表現。

★①について、5月17日、台湾外交部は「台湾は既に独立国である」と事実上の独立宣言を行った。

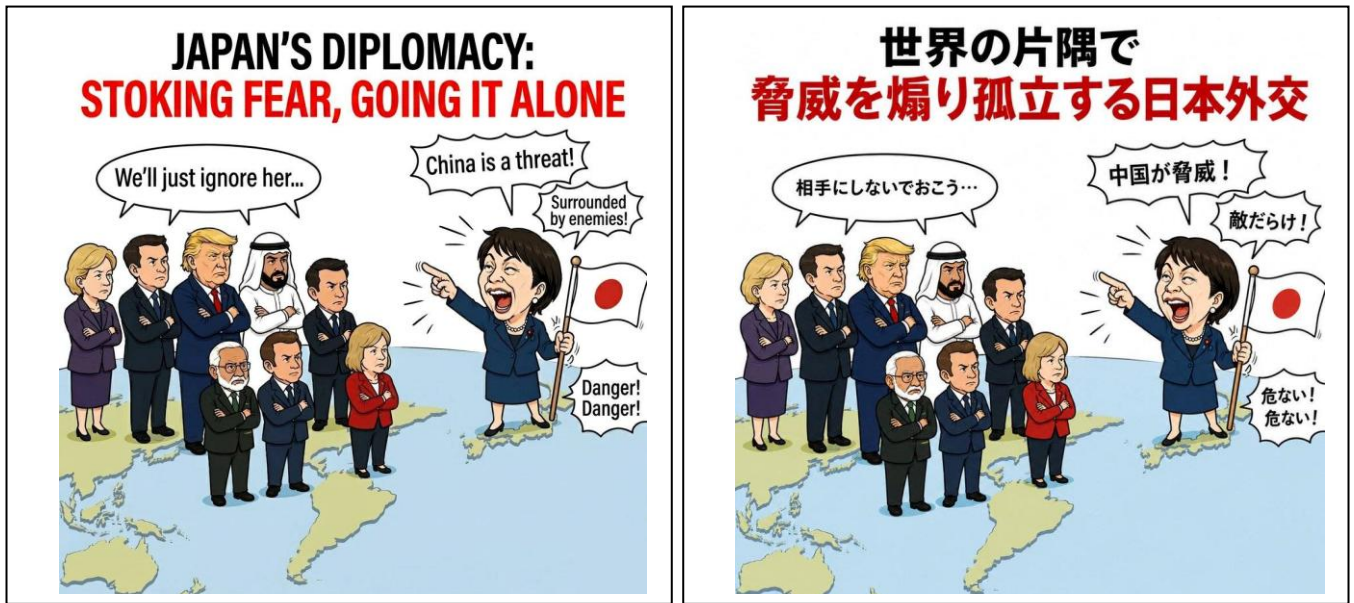
★台湾口ビ一系の一部評論家やネットウヨは「台湾関係法に基づく台湾との約束」と主張するが、同法は米国内法であり、米台間の2国間条約ではない。また、同法は中国福建省沖合の金門地区(金門島・烏丘島・媽祖島)は対象外としている。

★以前にも指摘したように、今回の話は3月の日米首脳会談のFactSheet(日本側は削除)の延長上にある。

The two leaders committed to Peace and stability across the **Taiwan Strait** as an indispensable element of regional security and global prosperity, **supported the peaceful Resolution of cross-Strait issues** through dialogue, and **opposed** any attempts to unilaterally change the Status quo, including by force or coercion.

[2]孤立する日本

5月23日、次のような風刺画がSMS上で拡散され、話題となっている。



また、左下の紫禁城(故宮博物館)南東の天壇での米中両首脳の写真撮影はまさに「G2 宣言」である。



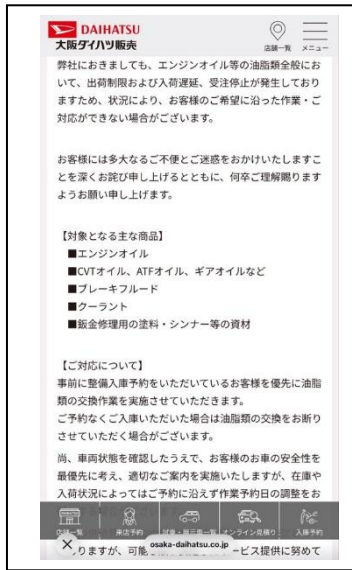
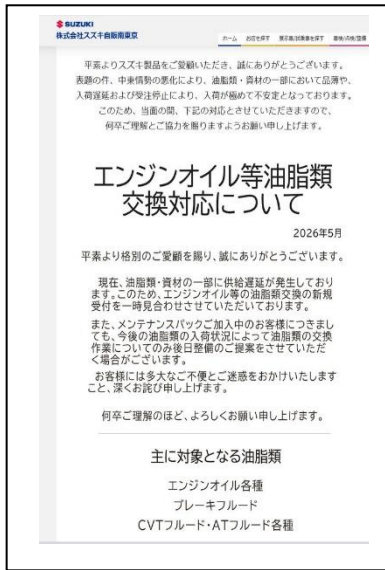
また右下の風刺画も有名であるが、まさに Japan Passing とされる状況に陥っている。

[3]深刻化するナフサ危機・資源危機(⇒文献[12-23])

一部マスコミは積極的に報道しているが、政府は「ナフサは総量では足りている。目詰まりが発生している」との主張を続けている。また、ポテトチップスなどで有名なカルビーの包装変更を巡り、政府が聞き取り調査を行った上、「売名行為だ」と批判するなど、政府の認識と国民生活の実態との乖離が拡大している。



スズキ自動車とダイハツ自動車がエンジンオイルとブレーキパッドの交換遅延を発表した。JR東海は台車の軸受けなどの潤滑油の懸念を発表した。なお中国からのタングステンは1月以降ゼロである。(⇒文献[19-22])。



ナフサやシンナーについても「危険物」であり、購入には資格制限があるとともに、一定量を超える保管は消防法により厳しく禁じられている。 このことを知らないで放言するコメンテーターや自称専門家が存在することは極めて遺憾である。なお、**ナフサやシンナーも「軍民両用品」として中国の対日輸出禁止物質**である(トルエンはOK)。禁輸リストについては4月号のP11~12に掲載したが、以下を追加することとする。なお、上記の**タングステン 74W も、中国の対日禁輸対象物**である。既に化学肥料不足も深刻化している。

原子番号	元素記号	名称	大半が中国産出・製錬	米国向け、一部未解除	日本の医療・製造業・農業に重大な影響	これらだけでは、日本のサプライチェーン維持は不可能!	★危機★ イラン戦争によるホルムズ海峡封鎖	具体的な用途例											
				2025年4月4日に中国が輸出規制開始(◆は10月から)	2025年12月までに中国が対日輸出禁止	2026年1月6日に中国が対日輸出禁止	最終の精練工程は中国依存 技術が未確立	2027年に試製	★石油備蓄は254日分(3/2時点) →世界備蓄は4月末には101日分、5月末には98日分(Goldman Sachs)	医療分野	電子部品・限材料	航空宇宙・軍事・車両・インフラ	その他						
		石油製品																	
		ナフサ																	
		シンナー																	

※豪州系のLynas社がマレーシアで商業化したTb,Dyについては原石からの分離工程のみ。最終段階の(EVモーターや防衛装備品として利用可能にする為の)「精練工程」は中国で実施しているため、中国の禁輸対象物に含まれる。→現在、米テキサス州での精練工場の計画もあるが、稼働は早くとも2028年以降。また、Smは実験段階であり、精練工程は中国に依存。

現政権の極端な台湾寄り政策による日中関係の急速な悪化が事態をより一層深刻化させている。これについては米トランプ大統領も匙を投げている状態である(⇒文献[24-34])。外交にはバランス感覚が重要である。

§4.給付付き税額控除の最新情報…【システム監査の専門家の出番】

[1]「給付付き税額控除」制度の虚像と欺瞞性と危険性

筆者は従来より、「給付付き税額控除」の虚像と欺瞞性と危険性について指摘してきた。特に、「個人情報保護」・「プライバシー保護」の観点からは極めて危険であると指摘してきた。

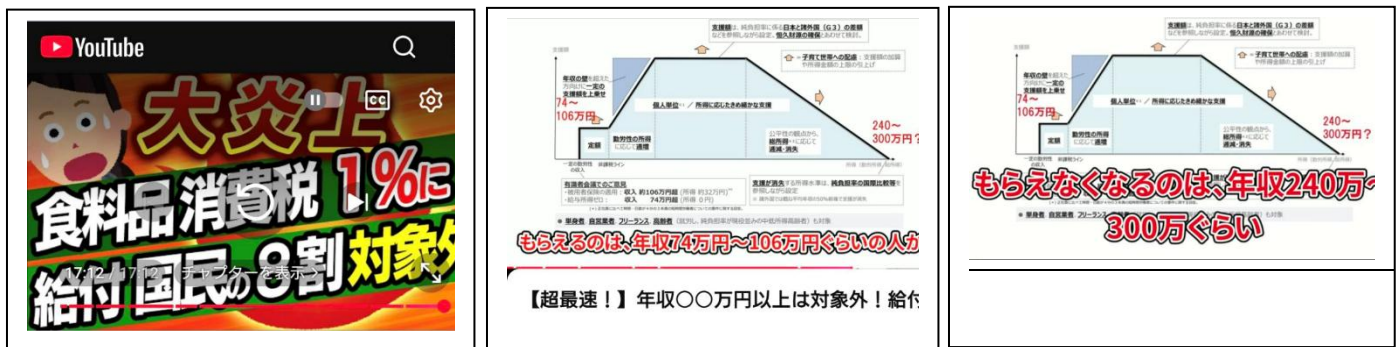
「給付付き税額控除」を実現するためには、**全ての収入・預金・資産を「マイナンバー」に紐付ける必要性がある。しかも、必要経費を証明するためには病院等の入院歴・通院歴なども紐づけが必要**であり、病歴や障害なども紐付けることになる。これは§1で指摘した「個人情報の改悪」と相俟って非常に危険である。

また、**海外に所在する資産については紐付けが困難であるため、結果として金持ち優遇政策**となる。

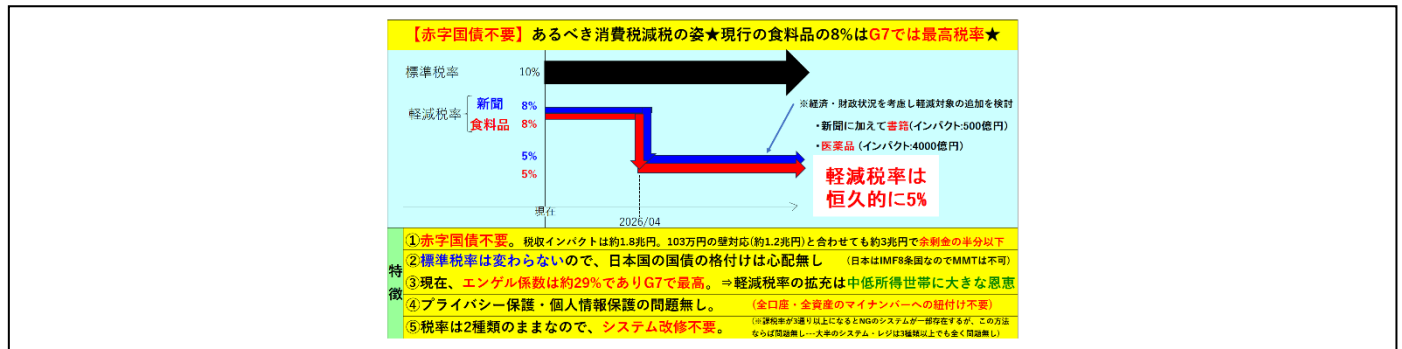
[2] 「給付への一本化」と中間層に恩恵の無い制度

このように非常に問題のある制度であったが、「国民会議」の結論は「給付に一本化」となる見込みである。カナダの「GST クレジット」も、所得税に着眼した英・仏の制度も結局大失敗して「みなし給付」に切り替えたが、今回の制度案に近い。また、米国の Food Stamp 制度もこれに近い。**つまり、「税」とは分離して、給付に一本化した訳である。**

筆者は以前から、「給付付き税額控除」について、「『給付』というワードに吊られるのは危険」、「富裕層のみならず、消費の牽引役である中間層には恩恵が無い」と警鐘を鳴らしてきたが、筆者の予想どおり、**恩恵がある対象者の年収上限は「標準年収の半額未満」(英・仏・米並み) = 「240~300万円以下」となる。**これは、我が国の「貧困世帯」の定義とほぼ等しい。また、**無職など年収が一定額以下の人や雇用保険未加入者もゼロ**である。更に、堀木訴訟・朝日訴訟の確定判決に従い、**生活保護との二重受給はできないため、生活保護受給者は「部分受給(補填型)」であつても対象外**となる。従つて、**対象者は全人口の1割程度+a**となる。これについては、大変分かりやすい動画を発見したのでご紹介したい。(⇒文献[35])。



★やはり、他の先進国に倣い、**食料品は恒久的に5%とするべき**である。(仏：5%、伊：4%、独：7%)



※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用等については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

1. JR4 駅、新たに信号不備が判明 小樽、小牛田、栗橋、日光
<https://news.yahoo.co.jp/articles/2c451d196eb27abe9b560b0592c7c81fd68bae3a>
2. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考 (2026/5/3)
3. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)(2026/3/30)
4. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)(2025/5/5)
5. 「軽減税率」田淵隆明が語る IFRS&連結会計 (I) (II) (2024/5/14)
6. 「軽減税率」田淵隆明が語る、「国際取引における連結上の照合・相殺消去」再考 (2026/3/16)
7. 「軽減税率」田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋"(2026/5/17)
8. <https://www.youtube.com/watch?v=EDEfegadKsw>

9. <https://www.youtube.com/watch?v=HtHxE742wJc>
10. 新藤義孝 : [https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/2110601shindo.pdf/\\$File/2110601shindo.pdf](https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/2110601shindo.pdf/$File/2110601shindo.pdf)
11. 緊急事態条項では内閣が法律と同等の効力を持つ『緊急政令』を制定でき国会承認は事後で OK
<https://x.com/nodaworld/status/2054165605985747451>
12. 「薬はあっても容器が足りない」中東情勢の影響で薬局の軟膏容器などプラスチック製品が品薄に…【報道特集】
<https://www.youtube.com/watch?v=IGv5DLWuuCg>
13. 「私たちの声は届いていないのか」止まる工事現場、追いつめられる中小建設業者の切実な声【報道特集】
<https://www.youtube.com/watch?v=B21w9PeUgl0>
14. 不足の声相次ぐシンナーや塗料 原因は「目詰まり」だけ？最新の統計から見る原料トルエン供給の減少【報道特集】
<https://www.youtube.com/watch?v=J7zbjZ3DeVs>
15. 肥料や燃料の高騰と資材不足で食を支える現場にも中東危機の影響【報道特集】
<https://www.youtube.com/watch?v=2gQPIH0amOE>, https://cu.tbs.co.jp/episode/20093_2115957_1000157013
16. ガソリンや軽油が何とかなったとしても、肝心のエンジンオイルが無かったら車は走れないと嘆く口コミを20件紹介します[ナフサ不足] <https://www.youtube.com/watch?v=7oklNJEWyCw>
17. 雨の代わりに油が降って欲しい [ナフサショック]<https://www.youtube.com/watch?v=lyXtm-YrsCE4>
18. 「日本は6月に詰む」ナフサ不足の真相！政府の在庫説明は“数字のマジック”か？ 境野春彦氏 #688
https://www.youtube.com/watch?v=Pb_nS73P-X0
19. スズキ自動車エンジンオイルとブレーキフルードの交換遅延 <https://x.com/i/status/2058540223869448231>
<https://www.suzuki.co.jp/dealer/sj-minamitokyo/news/detail/?id=46431>
20. ダイハツでもエンジンオイル不足が発生。 <https://x.com/i/trending/2058886010789052814>
21. タングステン加工品 中国から日本への輸出ゼロに 1月の規制強化以降 (テレビ朝日系 (ANN))
<https://news.yahoo.co.jp/articles/b09d531cd711ce12ca643e06f840370d5a0ac32d>
22. JR 東海、潤滑油の安定調達へ国交省に協力要請 車両メンテで利用
https://x.com/nikkei_business/status/2060335421234843750
23. 【ナフサめぐり】説明「納得せず6割超 与党内からも「説明に無理がある」との声
<https://www.youtube.com/watch?v=ExSBj1vS2gI>
24. トランプ「台湾は取引材料」9/24が台湾問題の天王山 | #米中首脳会談で台湾政権に衝撃が走った (峯村健司×三橋貴明)
<https://www.youtube.com/watch?v=QqzXvdtOZpo>
25. トランプ大統領「#日本政府は台湾をすごく支持しすぎ」
<https://x.com/kazu10233147/status/2055803857301876760>
26. 台湾への武器売却をめぐる「良い交渉チップ」と表現
<https://news.yahoo.co.jp/articles/828fe86753a0e92da9e07d0afcf240ff696003c9>
27. 「トランプ氏と立場一致」親中路線の台湾野党トップ <https://www.tokyo-np.co.jp/article/494788>
28. <https://x.com/USAArmyNews/status/2035988156747772220>
29. <https://x.com/totsugekipower/status/2034847273579114920/video/2>
30. <https://x.com/clashreport/status/2035275118964867295>
31. <https://x.com/To31Vu/status/2038628973522124817>
32. <https://x.com/mariyatomoko/status/2052283635605365088/photo/1>
33. <https://x.com/AfYjpB3h5Hp0n6g/status/2060518754195501380>
34. <https://x.com/cobta/status/2050345172974866705>
35. 【超最速！】年収〇〇万円以上は対象外！給付付き税額控除と食料品消費税1%、驚きの中身。
<https://www.youtube.com/watch?v=rxh1j9N2WNE>

【 会長報告 】「重要インフラ統一基準（案）に関する意見公募」に対する SAAJ としてのコメント

会員番号 0555 松枝憲司（会長）

内閣官房国家サイバー統括室から「重要インフラ統一基準（案）」に関する意見の募集がありました。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000312814>

1. 意見公募の趣旨・目的・背景（意見公募要領抜粋）

令和7年5月にサイバーセキュリティ基本法が改正され、サイバーセキュリティ戦略本部は、新たに、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関し政府機関が実施する施策についての統一的な基準である「重要インフラ統一基準」を作成することとされましたので、広く意見を募集いたします。

2. SAAJ として提出した意見の概要（要約）

統一基準案では、経営層がサイバーセキュリティリスクを理解・評価できる体制を整備すること、CISO等の任命を経営層の責任で行うこと、必要な資源を投資として配分することが示されている。システム監査は、技術的な脆弱性診断やチェックリスト確認にとどまらず、経営層によるリスク認識、資源配分、委託先管理、インシデント対応、事業継続、継続的改善が有効に機能しているかを、独立した立場から評価するものである。その点から経営層がサイバーセキュリティ対策の有効性、妥当性、継続的改善の状況について説明責任を果たすための保証・助言機能としてシステム監査は不可欠である。

3. 個別の指摘（要約）**・ 3.2.6 監査・モニタリング**

「1. 情報セキュリティ監査、システム監査等の監査（難しい場合には少なくとも 自己点検）を経営層の責任において実施する。」例えば次のような修正提案が考えられる。

重要システムについては、経営層の責任の下、独立性・専門性を有する者によるシステム監査を定期的実施することを原則とし、その担い手の例として、公認システム監査人（CSA）等のシステム監査に関する専門的知見と継続的な能力維持の仕組みを有する者を明記する。

・ 3.2.9 サプライチェーン・3.4.7 クラウド利用へのシステム監査対象の拡張

システム監査の対象には、自組織内の重要システムだけでなく、委託先、クラウドサービス、ソフトウェア供給者、運用保守事業者等を含むサプライチェーン上の管理状況を含めるべきである。

・ 3.3.4 リスクアセスメント、成熟度評価へのシステム監査対象の拡張

リスクアセスメントや成熟度評価の結果は、自己申告にとどめず、システム監査により妥当性を検証する仕組みを設けるべきである。

・ 3.4.3.3 バックアップ、3.4.5 ログ、3.6.1BCP、3.6.2 インシデント対応への監査視点

バックアップからの復旧可能性、ログの保全性、インシデント対応手順、エスカレーション、経営層への報告、事業継続計画との整合性について定期的にシステム監査又は独立した評価により検証すべきである。

・ 1.4 統一基準の構成等（安全基準等策定ガイドラインへの具体化要求）

統一基準本文に監査要件を記載することが困難な場合、安全基準等策定ガイドラインにおいて、システム監査の実施頻度、対象範囲、監査人の独立性・専門性、経営層への報告、改善状況のフォローアップ、CSA等の専門資格者の活用例を明記すべきである。

[〈目次〉](#)

第 307 回 SAAJ 月例セミナー：講演録**テーマ：「なぜ AI 導入の半数は失敗するのか：DX 基盤から考える成功の条件」**

会員番号 0819 永井孝一（月例セミナー運営委員会）

【講師】株式会社インフォメーション・ディベロプメント**プリンシパルフェロー 黒住好忠（くろずみ よしただ）氏****【日時・場所】2026年5月18日（月）18:30 - 20:30 オンライン（Zoom ウェビナー）****【テーマ】「なぜ AI 導入の半数は失敗するのか：DX 基盤から考える成功の条件」****【要旨】**

2026年、日本企業のAI活用は転換点を迎えています。生成AIの導入が加速する一方、成果を出せていない企業が半数を超える現実があります。ここでは、AI導入の成功事例と失敗要因を分析し、その根底にある「DX基盤の整備」の重要性を解説します。データ統合、組織サイロ化の解消、現場参加型の変革プロセスなど、システム監査の視点から見た実装成功の鍵を提示します。監査人として押さえるべきAI時代のガバナンス等のポイントも示しながら、真の経営変革を支援する監査のあり方を共に考えます。

【講演内容】**1. AI 活用の現在地**

- ・2026年のAI活用は実験から業務実装へ広く使われ始めたが、全社展開は始まったばかり。
- ・AI活用は、個人から全社スケールへ段階的に高度化する。
- ・使っている企業と成果を出さず企業の差は、AIを「使っているか」ではなく「成果につながっているか」。序-4 システム管理・監査とセキュリティ管理・監査の関係
- ・AIは業務プロセスと統制の一部として監査対象になる。

2. 成功要因と失敗要因

- ・成功するAI導入には共通点がある。
- ・失敗するAI導入にも共通点がある。
目的の誤解、データ不足、技術先行、インフラ不足、適用限界
- ・失敗の兆候は、6つの観点で早期に確認できる。
①目的・戦略、②データ、③業務・人の判断、④システム・セキュリティ、⑤体制・外部依存、
⑥ガバナンス・改善

3. DX 基盤から見た成功条件

- ・AI活用の成果は、DX基盤に左右される。

- ・良質なデータがなければ AI は真価を発揮できない。
- ・業務がブラックボックスだと、AI は活用できない。
- ・AI が業務に組み込まれるほど、管理の重要性が増える。
- ・AI 導入には、組織を横断した体制が必要。
- ・現場参加型のフィードバック改善サイクルが重要。
- ・AI 導入は、小さく始めて大きく育てる。
- ・6つの観点で、AI 導入に対する準備状況を確認できる。
 - ①目的・戦略、②データ、③業務・人の判断、④システム・セキュリティ、⑤体制・外部依存、⑥ガバナンス・改善

4. システム監査人のガバナンス観点

- ・AI ガバナンスはリスク抑制だけでなく、価値創出にもつながる。
- ・監査人は幅広い領域を見る必要がある。
- ・システムライフサイクルを通じた AI 統制が重要。
- ・監査は、AI 活用を成功に近づけるための役割を持つ。

5. まとめ

- ・監査人のチェックリスト（6 カテゴリ）
 - 目的・戦略：AI 導入目的は経営戦略と整合しているか
 - データ：所在、品質、権限、最新性は管理されているか
 - 業務・人の判断：人の確認、例外処理、責任分界は定義されているか
 - システム・セキュリティ：API、最小権限、ログ、外部送信管理はあるか
 - 体制・外部依存：責任者、ベンダー、契約、代替策は確認済みか
 - ガバナンス・改善：利用ルール、教育、出力検証、改善フィードバックはあるか
- ・AI 活用を成果に変えるための3つの条件
 - 条件1：経営課題・業務成果に接続する
 - 条件2：データ・業務・システム連携・人材/組織をつなぐ DX 基盤を整える
 - 条件3：価値創出とリスク管理を両立するガバナンス・改善を回す

【所感】

業務プロセスへの AI 導入時の留意点や失敗を未然に防ぐために確認すべき事項、さらにシステム監査人として考慮すべき監査ポイントや AI 活用に向けた役割などが理解できました。AI 利活用の拡がりを見ると、システム監査人として知見を深めていく必要性を強く感じました。

【 中部支部 】「IT ガバナンス監査研修 開催のご案内」

会員番号 1233 栗山孝祐 (中部支部 IT ガバナンス監査演習 WG)

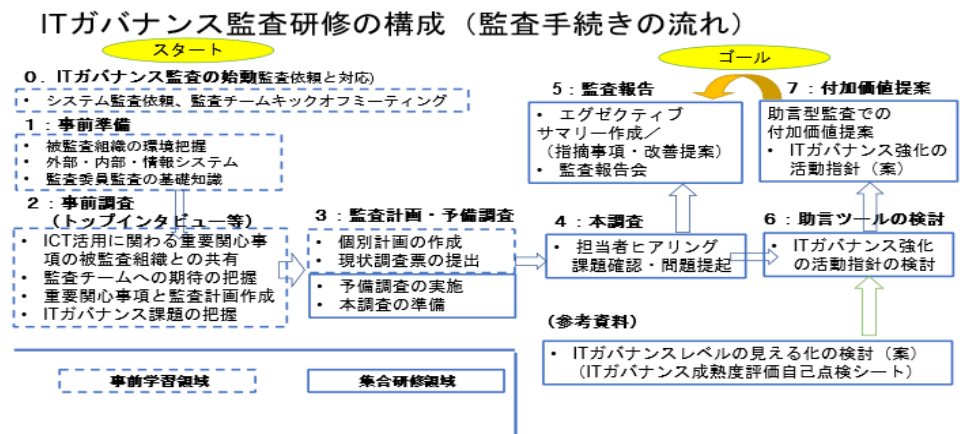
当件は、2026年2月号の日程変更版になります。情報化社会の進展に伴い、組織のITガバナンスの重要性が認識され、システム管理基準もITガバナンスへの対応を拡充してきました。このITガバナンスの監査においては、これまでと異なる対応が必要ではないかとの認識から中部支部でWGを立ち上げ、実践的な演習素材をもとに監査演習を実施してきました。WGでは、この演習成果を会員に提供できるように検討し、支部内有志、他支部有志への研修トライアルを通じ高評価を得て、研修内容を更にチューンアップしました。また、本部ITアセスメント研究会有志にもレビューいただきました。更に、全国からの参加を容易とするため、集合研修のライブオンライン化にも取り組み、今回広く会員に公開するものです。

1. 研修の構成

研修では、自治体からのITガバナンス監査依頼(想定)に基づき、ITガバナンスの評価軸を六つの分野に分け、この内「企画・事後評価」を対象分野とします。

本研修の構成は、監査演習で整備した実践的な被監査組織に関わる資料・活動をもとに、事前準備～予備調査(前半)(自己研修)と予備調査(後半)～監査報告(ライブオンライン集合研修)で進める、助言型監査となっております。

ITガバナンス及びITガバナンス監査に関心のある方は是非参加いただき、ご自身のITガバナンスへの対応能力の向上はもとより、協会におけるITガバナンスの実践的監査研修の充足にご協力いただければと思います。



2.開催予定スケジュール

- 事前説明(オンライン) 8月2日(日)10時半 1時間程度
- 自己研修(各自のPCにダウンロードしてオフライン)
 - 8月2日(日)～8月21日(金) 教材をダウンロードして自己学習 延べ3日程度
- 集合研修(ライブオンライン)
 - 8月22日(土)10時～17時半 終了後に自由参加のオンライン情報交換会を予定
 - 8月23日(日)10時～17時半

3.募集人員及び受講料 6名(先着順)、受講料は5,000円(初回特別価格)

4.申込方法と期限

Peatixからお申込みください。 <https://peatix.com/event/5020097>

申込期限: 2026年7月19日(日) 23:55

<目次>

注目情報 (2026.4~2026.6)**■個人情報保護委員会：「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について（4月7日）**

「本日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。本法律案は、デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっていることを踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、その一層の保護を図るため、身体の一部の特徴に係る情報が含まれる個人情報等について違法な取扱い等がなくとも本人による利用停止等の請求を可能とするとともに、個人情報の違法な取扱い等によって財産上の利益を得た場合に個人情報保護委員会が課徴金納付を命ずる制度を設けるほか、統計等の作成を行う第三者に個人情報を提供する場合等について本人の同意を不要とする等の措置を講ずるものであり、第221回特別国会に提出されました。」

個人情報保護委員会 : <https://www.ppc.go.jp/news/press/2026/260407/>

■国家サイバー統括室：「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和7年度版）の一部改定（令和8年6月）を行いまいした。」（6月12日）

内閣官房国家サイバー統括室（NCO）は6月12日「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和7年度版）」の一部改定を公表した。同ガイドラインは、政府統一基準の定めを満たすため、とるべき具体的な対策や解説を盛り込んだものであり、今回の改定は最近の技術動向等を踏まえて行われたものである。

主な改定事項は、①脆弱性対策の強化、②情報システム運用継続計画(IT-BCP)の確実な整備、③インシデント発生時の対処強化、④多要素認証等の主体認証の強化、⑤DMARC対応によるフィッシング対策強化とされている。

国家サイバー統括室 : <https://www.cyber.go.jp/policy/group/general/kijun.html>

以上



【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例セミナー（東京）		
第309回	日時	2026年7月16日（木）18:30～20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	「JPX における AI 推進：活用事例・推進体制・統制の考え方」
	講師	JPX 総研 IT ビジネス部 生成 AI チーム統括課長 太子智貴（たいし ともき）氏
	講演骨子	<p>日本取引所では CEO 直下に AI 推進事務局を設け、全社的な AI 活用を推進しております。社内の問合せ・ナレッジ検索・障害対応等の業務効率化から、AI による開示情報検索「J-LENS」に代表される外部向けサービスまで、幅広い活用事例が生まれています。</p> <p>一方、AI 活用では統制が重要ですが、過度な統制で現場が使わなくなることも大きなリスクとして認識されております。本講演では、これらの活用事例を紹介すると共に、それを支える推進体制や統制の考え方を、日本取引所における生成 AI プロジェクト統括の立場からご紹介します。</p>
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/309.html	



【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。 https://www.saaj.or.jp/members/kaihou_dl.html
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 SAAJ 協会行事一覧 】		赤字：前回から変更された予定	2026.6
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 11：理事会 19：年会費未納者督促状発送 26：支部会計報告依頼（〆切 7/14） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	中旬：秋期 CSA/ASA 募集案内 中旬土曜：春期 CSA 面接 23：第 308 回 SAAJ 月例セミナー 下旬：春期 CSA 面接結果通知 下旬：春期 CSA 認定証発送	3：認定 NPO 法人東京都認定日 （初回：2015/6/3）
7月	9：理事会 15：支部助成金支給	<u>16：第 309 回 SAAJ 月例セミナー</u>	10：近畿支部 第 219 回定例研究会（準備中） 14：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 8：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	
9月	10：理事会	中旬：第 310 回 SAAJ 月例セミナー（準備中） 30：秋期 CSA・ASA 募集締切	
10月	8：理事会	中旬：第 311 回 SAAJ 月例セミナー（準備中）	3：SAAJ 活動説明会 31：2026 年度支部合同研究会（東北にて開催）
前年度に実施した行事一覧			
11月	11：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 13：理事会 17：2026 年度年会費請求書発送準備 27：会費未納者除名予告通知発送 27：本部・支部予算提出期限	14：第 302 回 SAAJ 月例セミナー 15：IT-BCP セミナー 中旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期 CSA 面接 21：第 44 回 CSA フォーラム	1：2025 年度支部合同研究会 （中部にて開催） 8：13:30 会員向け活動説明会
12月	3：2026 年度年会費請求書発送 4：個人番号関係事務教育 11：理事会：2026 年度予算案承認 会費未納者除名承認 第 25 期総会(2/20)審議事項確認 12：総会資料提出依頼（1/6〆切） 12：総会開催予告揭示 19：2025 年度経費提出期限	15：第 303 回 SAAJ 月例セミナー 中旬：CSA 面接結果通知 中旬：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 中旬：春期 CSA/ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日 20：近畿支部第 215 回定例研究会
1月	6：総会資料提出期限 16:00 8：理事会：総会資料原案審議 9：役員改選公示（1/22 立候補締切） 22：17:00 役員立候補締切 29：2025 年度会計監査 30：償却資産税申告期限 30：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA/ASA 更新申請受付 19：第 304 回 SAAJ 月例セミナー	8：支部会計報告提出期限
2月	5：理事会：通常総会議案承認 28：2026 年度年会費納入期限 28：消費税申告期限	2/1-3/31：CSA/ASA 春期募集 下旬：CSA/ASA 更新認定証発送	20：13:30 第 25 期通常総会 28～ SAAJ 中部支部 IT ガバナンス監査研修
3月	12：理事会 中旬：対東京都 NPO 年次報告 中旬：対法務局役員変更届 31：年会費未納者宛督促メール発信	1-31：春期 CSA/ASA 書類審査 5：第 305 回 SAAJ 月例セミナー	
4月	9：理事会	初旬：春期 CSA/ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行 16：第 306 回 SAAJ 月例セミナー	
5月	14：理事会	9-10：第 47 回システム監査実務セミナー 18：第 307 回 SAAJ 月例セミナー 30-31：第 47 回システム監査実務セミナー	16：近畿支部 第 218 回定例研究会

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2026年の会報年間テーマは、 **「AI時代に求められるシステム監査」** です。

本格的にAIの活用が始まり、まさにAI時代へ突入する中で、システム監査やシステム監査人に求められる内容も進化及び変化しており、AIも含め多くのテクノロジーを避けて通ることはできないと考えられるため、こちらのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っていません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。
- ・ 用語や単語については、できれば経済産業省等公的な文書に使用されているものを活用してください。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

<目次>

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■SAAJ 会報担当

編集委員：竹原豊和、豊田諭、坂本誠、鈴木雅之、田口喜久、田村修、辻本要子、野嶽俊一、
浜崎元伸、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス：saajeditor ☆ saaj.jp（☆は投稿時には@に変換してください）

Copyright(C)1997-2026、認定 NPO 法人 日本システム監査人協会

<目次>